

令和3年度 人権教育及び人権啓発施策（年次報告）の概要

- ◆ **根拠** 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第8条に基づき、前年度において、各府省庁が取り組んだ人権教育・人権啓発の施策について国会に報告するもの
- ◆ **構成** 人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月15日閣議決定、平成23年4月1日一部変更）に沿って構成
- ◆ **閣議予定日** 令和4年6月7日（火）

令和3年度における人権教育・啓発に関する主な施策

女性の人権に関する取組（P.14～20）

DV・セクシュアルハラスメントをテーマとする啓発動画の配信、AV出演被害問題への対応、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

人権侵犯事件数	令和元年	令和2年	令和3年
	947	629	435

子どもの人権に関する取組（P.21～34）

いじめや児童虐待への関心を促す啓発動画の配信、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間、「子どもの人権SOSミニレター」、SNS等による相談体制の充実、成年年齢引下げに伴うAV出演被害問題への対応

人権侵犯事件数	令和元年	令和2年	令和3年
	3,498	1,550	1,473



SOSミニレター

トピックス 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律

トピックス 無戸籍対策

高齢者の人権に関する取組（P.35～37）

高齢者を含む全ての人の人権が尊重される社会の実現を訴える啓発動画の配信、全国の主要都市における街頭ビジョン広告を実施

人権侵犯事件数	令和元年	令和2年	令和3年
	282	208	147

障害のある人の人権に関する取組（P.38～47）

障害のある人の人権問題を自分の問題として考えることを呼びかける啓発動画の配信、冊子や動画を活用した各種啓発活動の実施

人権侵犯事件数	令和元年	令和2年	令和3年
	201	153	134

トピックス 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を契機とした共生社会の実現に向けた取組

アスリートに対するSNSでの誹謗中傷や写真・動画による性的ハラスメントを防止するための啓発活動、心のバリアフリーの推進に向けた啓発活動を実施し「多様性と調和」への理解の高まりを大会のレガシーとして継承

部落差別（同和問題）に関する取組（P.48～51）

部落差別をテーマとする啓発動画の配信、インターネット上の差別的書き込みに対する削除要請を実施

人権侵犯事件数	令和元年	令和2年	令和3年
	221	244	308

外国人の人権に関する取組（P.55～61）

ヘイトスピーチは許されないことを訴えるポスター等のリニューアル、スポーツイベントと連携した啓発活動、SNSによる定期的な情報発信など、啓発を強化

人権侵犯事件数	令和元年	令和2年	令和3年
	72	60	59



啓発ポスター

感染症に関連する人権問題に関する取組（P.62～67）

新型コロナウイルス感染症を含む感染症をテーマとする啓発動画を作成し、ウェブサイト上で配信するとともに、全国の主要路線における車内ビジョン広告、全国の主要都市における街頭ビジョン広告等を実施

人権侵犯事件数	令和元年	令和2年	令和3年
	15	44	68



啓発動画

ハンセン病問題に関する取組（P.68～71）

令和元年7月の内閣総理大臣談話や、元患者・その家族等との協議を踏まえ、関係省庁が連携して啓発活動を実施

人権侵犯事件数	令和元年	令和2年	令和3年
	1	0	1

インターネットによる人権侵害に関する取組（P.77～80）

- ・ SNS事業者団体及び総務省と共同開設した啓発サイト「#No Heart No SNS」を通じ、情報モラルの向上を図るとともに削除依頼の方法や相談窓口を周知
- ・ インターネット広告、全国の主要路線における車内ビジョン広告、YouTube法務省チャンネルでの啓発動画の配信など、様々な媒体を用いて啓発活動を実施
- ・ 「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」等を活用した削除要請の実施

人権侵犯事件数	令和元年	令和2年	令和3年
	1,985	1,693	1,736

トピックス 「ビジネスと人権」に関する我が国の取組

企業関係者等に対し、「ビジネスと人権」に関する行動計画への理解を促進するとともに、特設サイトの開設等、人権的視点に立った企業活動を促すための取組を実施



特設サイト
「Myじんけん宣言」

トピックス 職場におけるハラスメント防止対策の推進

厚生労働省において、職場におけるハラスメント防止に向けた周知啓発、事業主への助言指導等を実施するとともに、カスタマーハラスメントに関する企業向け対策マニュアルを作成

トピックス 孤独・孤立対策

「孤独・孤立対策の重点計画」に基づき、孤独や孤立に悩んでいる人からの人権相談に応じるとともに、様々な人権課題に関する啓発活動を実施

特集 第40回全国中学生人権作文コンテスト (P.109~119)

- ・ 法務省の人権擁護機関において、文部科学省等の協力の下、次代を担う中学生を対象に、人権作文を書くことを通じて人権尊重の重要性等の理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けることを目的として実施している啓発活動
- ・ 第40回大会では、全中学生の約4人に1人に相当する約79万人が応募
- ・ いずれの作文も、近時の社会情勢を踏まえた人権問題とそれに対する自分の思いを豊かな感性で描いたもの

◎通算40回を迎えたことを記念した特設サイトの開設

上位入賞作文の朗読動画、高円宮妃殿下からのお言葉、過去の受賞者からのメッセージ等を掲載



通算40回を記念した
特設サイト

◎法務局における啓発資料としての活用

上位入賞作文を取りまとめた作文集を作成するなどして、全国の法務局において啓発資料として活用



入賞作文集

令和3年度における人権教育に関する施策【文部科学省関係】

学校における人権教育の充実（P.2～5）

- 令和4年3月に、学校における人権教育の手引きである「人権教育の指導方法等の在り方について」〔第3次とりまとめ〕の補足資料を令和3年度一年間の動向等を踏まえて更新し、子どもの人権に係る動向、ハンセン病問題に係る動向、新型コロナウイルス感染症による偏見・差別への対応に係る動向等の追記。

いじめ・暴力行為等に対する取組の推進（P.23～25）

- いじめは依然深刻な状況であり、それに対する方策を総合的に推進しているところ、「いじめの防止等のための基本的な方針」を定め、学校や設置者が法務省の人権擁護機関との連携を図ること、障害のある児童生徒や外国人の児童生徒、性的指向・性自認（性同一性）に係る配慮が必要な児童生徒等にかかわるいじめについて、教職員が児童生徒の特性への理解を深め適切な指導を実施。
- 問題を抱える児童生徒への適切な相談等の支援のためスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等の教育相談体制の整備を支援するほか、24時間いつでも子どものSOSを受け止められるよう、通話料無料の「24時間子供SOSダイヤル」を整備。
- SNS上のいじめへの対応のため、平成30年に「SNS等を活用した相談体制の構築に関する当面の考え方（最終報告）」を取りまとめるとともに開始した地方公共団体へのSNS等を活用した相談体制整備の支援を、令和3年度から全国展開。

子どもの性被害に係る対策（P.28～31）

- 令和3年4月に、生命（いのち）を大切に、子どもたちを性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」の教材・指導の手引き等を作成・公表。

The infographic is divided into three main sections:

- Left Section:** A cartoon illustration of two children talking. Text: "みずぎでかくれるところは じぶんだけの だいじなところだからだよ" (Because the parts you can cover with clothes are your own precious parts, it's important to be careful). A speech bubble says: "いろんなひとに みせるところ じゃないんだね!" (It's not a place to show to everyone, is it?). Another says: "ちゅ・かお もだいじだよ!" (Kisses and faces are also precious!).
- Middle Section: 性暴力の例【デートDV】**
DV (ドメスティック・バイオレンス) とは、結婚している相手など親密な関係の相手から ふるわれる暴力のことです。恋人同士の間起こる暴力のことを「デートDV」と言います。
どんなことがデートDVになるの？
身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力。
● 暴力を手段として、相手を思いどおりにしたり、一方的に言うことを聞かせようとします。
● 殴る、蹴るといった体に対する暴力だけでなく、相手をバカにしたり無視をするといった行為も DVCです。
こんな思い込みをいませんか？
● 相手は強みのある人だから、暴力を振るわない
● 相手は強みのある人だから、暴力を振るわない
● 相手は強みのある人だから、暴力を振るわない
● 親しい関係でも自分と相手の気持ちを大切にしましょう
● 自分がいやだと思ったことはいやと伝える
● 相手がいやがることはしない
- Right Section: 性暴力が起きないようにするためには**
性暴力の被害者と加害者を生まないためには、自分を大切に、相手も大切に、相手とよりよい人間関係をつくっていくことがとても大事です。
よりよい人間関係をつくることは、性暴力を防ぐことにつながっていきます。
自分を大切に、相手を大切に、暴力をゆるさない。
SNS等を通じた被害を例にすると・・・
自分の下着や裸の写真を 撮ったり、送ったりしない
相手の下着や裸の写真を 撮ったり、SNSに投稿しない
裸の性的な写真が送られてきたら、そのまましないで 返信できずに削除しよう

- 卒業直前の高校生等に向けた「生命（いのち）の安全教育」啓発資料では、AV出演被害等の性産業への望まない従事等は性暴力であること等を記載するとともに、身近な被害実態、性暴力が起きないようにするためのポイント、性暴力被害に遭った場合の対策・相談先等を記載。

どのような性暴力があるの？（例）

同意のない性的な行為

- 同意のない状態でのボディタッチ、キス、性交等



- 痴漢



- アルコールや、レイプドラッグ等の薬物を使用した性暴力



- SNS等を通じた性被害



セクシュアルハラスメント （他人を不快にさせる性的な言動）

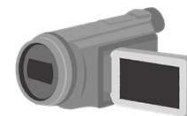
じろじろ見られて嫌だな

しつこくデートに誘われる

肩を揉まれたけど嫌だな

性的なからかいを受けて嫌だな

アダルトビデオ（AV）への出演強要等の性産業への望まない従事



トピックス

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律

- 子どもを守り育てる立場にある教員が子どもに性暴力等を行うということは断じてあってはならないが、子どもへの性暴力等により懲戒処分を受ける教員は後を絶たず、深刻な状況が続いている中、本法が議員立法として衆参全会一致で成立し、一部の規定を除き、令和4年4月1日から施行。また、本法に定められた施策を総合的かつ効果的に推進するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針を令和4年3月に策定。
- 本法では、以下をはじめとした教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する措置を規定。
 - 教育職員等による児童生徒等への性暴力等は、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わず全て法律違反であること
 - 教育職員・児童生徒等に対する啓発
 - 児童生徒性暴力等の早期発見及び対処
 - 国による特定免許状失効者等に関するデータベースの整備や教員採用権者等による本データベースの活用義務
 - 特定免許状失効者等に対する教員免許状の再授与は限られることとする教育職員免許法の特例

共生社会の実現に向けた取組の推進（P.38～47）

- 障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を行うとともに、一人一人の教育的ニーズに最も的確に答える指導を受けられるよう、「障害のある子供の教育支援の手引」や「交流及び共同学習ガイド」を改訂。
- 障害のある人が、一生涯を通じ、本人の希望する学習を主体的・継続的に行うことができる環境を整備するため、都道府県を中心に関係機関が参画する「地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築」や、学びの場の担い手の育成や学びの場の拡大を目指した「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を開催。

トピックス

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を契機とした共生社会の実現に向けた取組

- 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」の中に「共生社会の実現」を掲げ、障害の有無にかかわらず、老若男女すべての人がお互いの人権や尊厳を大切に支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受できる共生社会の実現のため、政府全体として心のバリアフリーやユニバーサルデザインの普及などの様々な取組を推進。
- インターネット上での誹謗中傷等が社会問題となっているなか、アスリートへのSNSでの誹謗中傷や写真・動画による性的ハラスメント防止のため、スポーツ団体等と連携した意識啓発や相談窓口の周知、アスリート等に対する心理サポートの充実を実施。

ハンセン病患者・元患者とその家族に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための教育・啓発活動（P.68～70）

- 関係省庁間の連携の下で一体的な施策を進めるため、法務省・厚生労働省との連名通知により各学校設置者に対して、厚生労働省作成の中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」や法務省作成の人権啓発動画・冊子、国立ハンセン病資料館の講師派遣などハンセン病に関する教育に有用な資料等の活用を要請。
- 令和元年10月に文部科学省内に設置した「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チーム」での議論等を踏まえ、独立行政法人教職員支援機構が提供する校内研修用の動画コンテンツにハンセン病問題に係る講義動画を掲載するなど、各学校設置者に対するハンセン病問題に係る情報提供や、指導者の育成及び資質向上を支援。